

## II 償却資産の申告について

### 1 申告していただく方は

個人や法人で事業を営んでいる方や駐車場・アパートなどを貸し付けている方で、その事業に用いることができる土地・家屋以外の事業用資産（償却資産）をお持ちの方です。

### 2 提出していただく書類について

(1) はじめて申告をされる方・・・全資産を申告してください。

対 象 者	① 平成31年・令和元年中に福岡市内（区内）で新たに事業所を開設された方。（リース資産等を設置された方も含みます。） ② 今回、はじめて償却資産申告書が送られてきた方。
対象となる資産	令和2年1月1日現在で、福岡市内（区内）に所有している事業に用いることができる全資産。
提出する申告用紙	① 償却資産申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・緑色 ② 種類別明細書（全資産用）・・・・・・・・・・緑色
そ の 他	償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします。

(2) 前年度までに申告をされた方・・・資産の増加または減少を申告してください。

対 象 者	① 前年（平成31年）度までに申告をされた方。 ② お送りした償却資産申告書の「前年前に取得したもの（イ）」の欄に取得価額が印字されている方。 なお、この欄が空欄の場合は全資産申告となります。
対象となる資産	平成31年1月2日から令和2年1月1日までの増加および減少資産。
提出する申告用紙	① 償却資産申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・緑色 ② 種類別明細書（増加資産用）・・・・・・・・・・緑色 ③ 種類別明細書（減少資産用）・・・・・・・・・・赤色
そ の 他	償却資産に増減がない場合や、全資産が減少する場合でも、必ず申告をお願いします。 （その際、種類別明細書を提出する必要はありません。） ※申告状況書の資産の名称・数量等に誤りがありましたら、申告状況書を訂正しコピー等を申告書に添付してください。

(3) 該当する資産のない方

廃業、解散、休業、移転等、あるいは償却資産を所有していない方は償却資産申告書（償却資産課税台帳）の右下備考欄中の該当箇所に○をつけて申告してください。

### 3 個人の方が申告する際に必要となる本人確認書類について

(1) 本人が窓口で申告書を提出する場合（下記①，②のいずれか）

- ① 申告者本人の個人番号カード
- ② 申告者本人の通知カードおよび運転免許証などの写真付身分証明書

(2) 代理人が申告書を提出する場合

- ① 申告者本人の個人番号カードまたは通知カード（写しでも可）
- ② 代理人本人の運転免許証などの写真付身分証明書
- ③ 申告者本人からの委任状

(3) 郵送で申告書を提出する場合

上記(1)(2)の場合と同じ書類の写しを同封してください。なお、個人番号カードは個人番号が裏面に記載されているため、両面の写しを同封してください。

### 4 申告する資産は

令和2年1月1日現在、事業に用いることができる以下の資産です。

(1) 土地および家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産です。（これらに類する資産で、法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）したがって、次のような資産も事業に用いることができる状態であれば申告の対象になります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産（稼働している資産）
- ② 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ③ 償却済み資産（減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- ④ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑤ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）

(2) 賃借人が家屋に取り付けた附帯設備

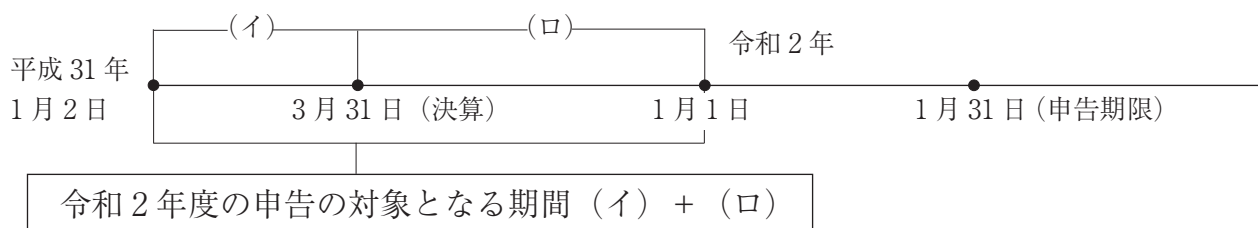
賃借家屋に内装、外装、建築設備などを取り付けた場合には償却資産の申告の対象となります。詳しくは、12頁の「4 家屋の賃借人が施工した内外装などの取扱い」をご覧ください。

(3) 次のような資産は課税の対象にはなりませんので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税の課税対象となる自動車および軽自動車税の課税対象となる軽自動車など（軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車）
- ② 生物（ただし観賞用、興行用およびこれらに準ずることに用いるものは申告の対象になります。）
- ③ 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等）
- ④ 繰延資産（開業費、開発費等）や棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ⑤ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンスリース取引に係るリース資産）で取得価額が20万円未満のもの ※平成20年4月1日以後に契約を締結したもの
- ⑥ 耐用年数が1年未満の資産（即時償却を除く。）
- ⑦ 個人の方が取得した10万円未満の資産

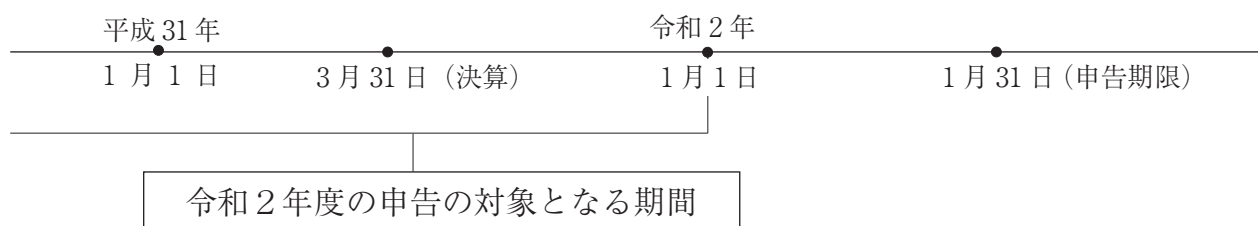
#### (4) 法人の決算期以降の資産の申告について

(例1) 3月決算で、平成31年度に申告をされている法人の場合



上記の期間が申告の対象となり、決算期以降令和2年1月1日までの間(ロ)に増加した資産・減少した資産についても申告していただくこととなりますのでご注意ください。

(例2) 3月決算で、はじめて申告をされる法人の場合



令和2年1月1日現在、所有しているすべての資産(平成31年1月1日以前に取得した資産も含まれます。)を申告していただくこととなります。

## 5 申告期限・・・令和2年1月31日(金)

期限間近になりますと窓口が混雑いたしますので、1月17日(金)頃までにご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

## 6 申告書の提出先

償却資産が所在する区毎に申告書を作成し、福岡市役所資産課税課に申告してください。申告書は一枚目の「提出用」を提出し、二枚目の「控用」は保管しておいてください。

なお、申告書を郵送される方で、控用の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。(「控用」の返送には、日数がかかることがありますのでご了承ください。)

## 7 申告されない方、または虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収することがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、申告をされない場合は、実地調査等に基づき課税を行う場合があります。

## 8 実地調査等への協力をお願い

地方税法第354条の2の規定により、税務署が保有する国税資料の閲覧等を行っています。閲覧の結果、実地調査にお伺いしたり、申告内容について参考資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、調査に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年次に応じて同法第17条の5第5項の規定により遡って（5年度間）課税することになりますので、あらかじめご了承ください。

## 9 リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人（会社）に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	× (申告不要)	○ (資産の所在する 区毎に申告)
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (自己の資産として 申告が必要)	× (申告不要)

※ 平成20年4月1日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、これまでどおり所有者である賃貸人（リース会社）が申告する必要がありますので、ご注意ください。

## 10 少額償却資産の取扱いについて

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。（下表参照）

償却方法 取得価額	個別に減価償却 しているもの	中小企業特例 (※1)	3年一括償却 (※2)	一時損金算入 (※3)
10万円未満	○	○	×	×
10万円以上20万円未満	○	○	×	
20万円以上30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

○ = 申告対象    × = 申告対象外

※1 租税特別措置法第28条の2、第67条の5の規定によるもの  
(少額減価償却資産の取得価額の必要経費・損金算入の特例)

※2 法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項の規定によるもの

※3 法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条の規定によるもの

## 11 美術品等の取扱いについて

平成26年12月に法人税基本通達・所得税基本通達が一部改正され、原則として100万円未満の美術品等が減価償却資産として取扱われることとなりました。

## 12 減価率および減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	(r)	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		(r)	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		(r)	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
2年	0.684	0.658	0.316	12年	0.175	0.912	0.825	22年	0.099	0.950	0.901
3年	0.536	0.732	0.464	13年	0.162	0.919	0.838	23年	0.095	0.952	0.905
4年	0.438	0.781	0.562	14年	0.152	0.924	0.848	24年	0.092	0.954	0.908
5年	0.369	0.815	0.631	15年	0.142	0.929	0.858	25年	0.088	0.956	0.912
6年	0.319	0.840	0.681	16年	0.134	0.933	0.866	30年	0.074	0.963	0.926
7年	0.280	0.860	0.720	17年	0.127	0.936	0.873	35年	0.064	0.968	0.936
8年	0.250	0.875	0.750	18年	0.120	0.940	0.880	40年	0.056	0.972	0.944
9年	0.226	0.887	0.774	19年	0.114	0.943	0.886	45年	0.050	0.975	0.950
10年	0.206	0.897	0.794	20年	0.109	0.945	0.891	50年	0.045	0.977	0.955
11年	0.189	0.905	0.811	21年	0.104	0.948	0.896	60年	0.038	0.981	0.962

固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」から抜粋

## 13 償却資産の価格

### (1) 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、償却資産の取得時期、取得価額および耐用年数をもとに、申告された資産1件ごとに算出します。

#### ① 評価額の計算は、次の計算方法により行います。

・前年中に取得した償却資産

$$\text{取得価額} \times (1 - r / 2) = \text{評価額}$$

・前年前に取得した償却資産

$$\text{前年度評価額} \times (1 - r) = \text{評価額}$$

r：耐用年数に応じて固定資産評価基準別表15に定める減価率

(減価率については、上記「12 減価率および減価残存率表」参照)

② 租税特別措置法で認められている「特別償却」および法人税法または所得税法で認められている「圧縮記帳」をしていても、これを行わなかったものとして計算します。

③ 前年中に取得した償却資産の評価額は、取得月にかかわらず半年償却により算出します。

④ 評価額の最低限度は取得価額の5%です。計算した評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%でとどめます。



## 14 税率・免税点等について

区 分	説 明
納 税 義 務 者	1月1日現在における償却資産の所有者をいいます。(償却資産を賃貸している方も含みます。)
課 税 標 準	課税標準は、1月1日現在の価格で、課税台帳に登録された価格をいいます。
免 税 点	全ての償却資産の課税標準額の合計が同一区内で150万円未満の場合は、課税されません。
税 率・税 額	税率は100分の1.4です。税額は課税標準額×税率で算定します。 課税標準額(千円未満切捨て)×税率(1.4%)=税額(百円未満切捨て)
納 期	納付すべき額を4回(4月, 7月, 12月, 2月)に分けて納めていただきます。

### (計算例)

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	R2年度評価額
事務機	H 30. 3	800,000 円	15 年	0.929	(H 31 評価額) (743,200)
				0.858	637,665
パソコン	H 31. 3	1,000,000 円	4 年	0.781	781,000
コピー機	R1. 6	500,000 円	5 年	0.815	407,500

R2 年度課税標準額 1,826,165

(R2 年度税額)  $1,826,000 \text{ 円} \times 1.4\% = \underline{25,500 \text{ 円}}$

## 15 課税標準の特例該当資産

地方税法第349条の3および同法附則第15条, 第15条の2, 第15条の3の規定に該当する資産については、課税標準の特例が適用されます。

該当する資産を所有されている方は、種類別明細書(増加資産・全資産用)にその名称等を記入するとともに、摘要欄に適用条項を記入し、当該資産が要件を満たすことが分かる書類等を提出してください。

### 課税標準の特例該当資産の例

令和元年6月末現在

設 備 名	適 用 条 項	設 備 名	適 用 条 項
ガス事業用資産	地方税法第349条の3第3項	企業主導型 保育事業用施設	地方税法附則第15条第44項
公共の危害防止施設等	地方税法附則第15条第2項	生産性革命の実現に向けた中小企業の設備	地方税法附則第15条第47項

## 16 電子計算機処理により申告をされる場合

電子計算機処理により申告をされる方は、毎年度、全資産の申告が必要です。

申告する資産	<p>1 令和2年1月1日現在、福岡市内（区内）に所有している事業に用いることができる全償却資産。</p> <p>2 毎年度、全償却資産を申告してください。</p>	
提出する申告用紙	償却資産申告書（第26号様式）	<p>1 福岡市から送付された申告書を使用してください。 <u>（なお、市販ソフト等で作成した申告書で提出される場合でも、所有者コード等の確認が事務処理上必要ですので、福岡市から送付した「償却資産申告書」を必ず添付してください。）</u></p> <p>2 評価額（ホ）の欄は、必ず記入してください。</p>
	電子計算機処理で作成した種類別明細書	<p>1 令和2年1月1日現在において所有しているすべての償却資産を全資産、特例資産、非課税資産別にページを区分して作成し、資産の種類ごとに合計額を出力したものを提出してください。 また、前年中の増加・減少資産も資産の種類ごとに区分して合計額を出力したものを添付してください。</p> <p>2 <u>次の項目は、必ず記載してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産の種類 ・資産の名称 ・数量 ・取得年月</li> <li>・取得価額 ・減価残存率 ・耐用年数</li> <li>・評価額（5で求めた評価額）</li> </ul> <p>3 評価額の最低限度は、取得価額の5%です。</p> <p>4 圧縮記帳、特別償却は認められておりません。</p> <p>5 「評価額」は、次の方法により算出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年中の取得資産 (注) 評価額 = 取得価額 × 減価残存率 (1 - r / 2)</li> <li>・前年前の取得資産 (注) 評価額 = 前年度評価額 × 減価残存率 (1 - r)</li> </ul> <p>6 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体（既存部分）と区分して評価計算を行い、申告してください。</p> <p>7 <u>耐用年数省令の改正で耐用年数が変更になった資産は、明細書の備考欄等に変更したことがわかるような記載をしてください。</u></p>

(注) r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

※ 新たに電子計算機での処理により申告される方は、あらかじめ福岡市役所資産課税課にご連絡ください。